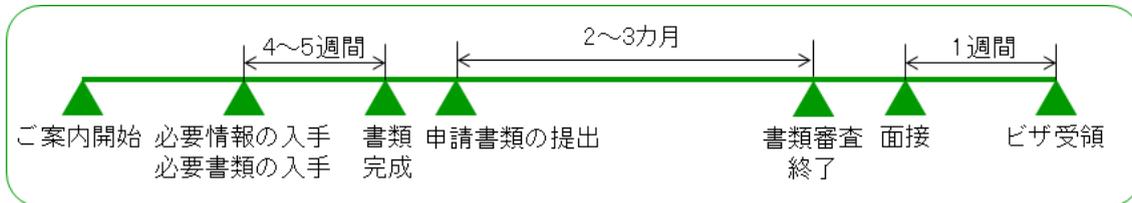


# 申請準備の進め方

## (新規申請: Eビザカンパニー登録を伴うEビザ申請)

### 1. Eビザ新規申請プロセス



- Eビザ新規申請に必要な書類や情報をお客様にて現地法人とやり取りをしながら収集頂くにあたっては、お客様のご対応状況にもよりますが、多くの場合1カ月以上かかります。
- 必要な書類や情報をすべてご提供いただいてから弊社で提出書類を作成する期間として、約4~5週間程度いただいております。ただし作成過程において書類や情報が追加で必要になった場合はこの限りではありません。
- 申請書類を東京大使館(または大阪総領事館)に提出後、書類審査には平均すると2~3カ月、あるいはそれ以上かかることもあります。また追加書類の要求となる場合はこの限りではなく、再提出後、さらに数週間の時間を要します。
- 申請書類を提出後、1カ月が経過するまでは、進捗状況の問い合わせは出来ないルールになっています。また問い合わせを入れても、”現在審査中です。審査が終わったら連絡を入れますので、それまでお待ちください”といった回答に留まり、具体的にかかる時間などについては触れられません。
- 書類審査が終わりますと、大使館(または総領事館)より弊社に面接通知の連絡が入ります(申請者へ直接メールで連絡がいくこともあります)。その後面接予約の空き状況に合わせ、ご希望の日程をお伺いしたうえで、面接予約をお取りいたします。
- 面接の結果は原則その場で領事より伝えられます。認可されると約1週間~10日間でビザが貼られたパスポートを受領できます。ただし個々のケースによってはさらに時間がかかる場合もあります。
- 面接時に追加書類の提出を要求されることがあります。その場合、追加書類を提出後審査が再開され、ビザ受領までさらに数週間時間を要することがあります。(最終的に申請が却下されることもあります。)

## 2. ご提供いただく必要書類および必要情報

会社に関するものと個人に関するものがあります。基本的にビザ申請者には個人に関するものを、それ以外は貴社ご担当者に準備をお願いしています。

### ● 必要書類

別途URLにてご案内しております「Eビザ申請(新規)に必要な書類」をご参照ください。

\* 申請には現在有効なパスポートのコピーを提出します。有効期間が1年を切る場合、パスポートを切り替えてから申請されることをお勧めいたします。  
(パスポート原本は面接時に提出して頂きます)

\* 貿易エビデンスの提出について(E-1カンパニー)

毎月発生する貿易に対する支払い状況などを、ヒアリングさせていただいた後、必要な書類の作成とエビデンスをリクエストいたします。基本的には以下のような書類を準備していただきます。

#### ○ 月毎の貿易額の支払いが定期的にまとめて支払われている場合

- ✓ 直近で支払いが完了した分の月から遡った6カ月分の月別貿易一覧表の作成  
※サンプルフォームはご提供いたします。
- ✓ 一覧表で作成した直近6カ月分の取引のインボイスとBill of Lading(またはSea Waybill, Air Waybill)のセット。データ(ファイル)でご提供いただきます。取引件数が多い場合は、ご相談ください。
- ✓ 直近6カ月分の支払証明書。支払証明書は、現地法人側の銀行口座明細書あるいは、日本側の受金証明(送金到着証明書)などで構いません。

#### ○ 月毎の貿易額に対する支払いが複数月に渡って支払われ、定期的でない場合

- ✓ 支払いに限らず直近月から遡った6カ月分の月別貿易一覧表の作成。  
※サンプルフォームはご提供いたします。
- ✓ 一覧表で作成した直近6カ月分の取引のインボイスとBill of Lading(またはSea Waybill, Air Waybill)のセット。データ(ファイル)でご提供いただきます。取引件数が多い場合は、ご相談ください。
- ✓ 直近6カ月分の支払証明書。支払証明書は、現地法人側の銀行口座明細書あるいは、日本側の受金証明(送金到着証明書)などで構いません

### ■ 14. 投資エビデンスの提出について(E-2の場合)

- 購入した設備や設備の設置費用、工場建設であれば建設に関する費用、店舗の改装であれば改装費用など支払い先が複数ある場合、一覧表にお纏めください。  
それぞれのエビデンスは、契約書(あるものに対しては)、インボイス、支払証明書(銀行口座明細書などで可)、領収書(あれば)をご提出ください。またそれらエビデンスが一覧表のどの明細と紐づいているのかがわかるようにナンバリングしてください。
- 小切手での支払いにつきましては、CheckとそのCheckが引き出されたことを示す銀行口座明細書のセットでご提出ください。

### ● 必要情報

#### ➤ 会社に関する情報

- DS156E フォームPart1.2へのご入力をお願いいたします。
- Eビザ登録する現地法人について、設立の目的、事業内容、現状の問題点、市場ニーズの変化に基づいた今後の事業展開などの情報をメールにてご提供ください。
- 買収などのケースはニュースリリースをご提出ください。ニュースリリースがない場合は、買収の目的、買収後の予測されるシナジー効果などをメール本文で構いませんの

でご提出ください。

- 事業計画書  
今後5か年の売上、利益、雇用（ローカル採用）の推移表をご提出ください。  
E1カンパニーの場合、日米間の貿易額も項目に入れてください。  
※サンプルフォームはご提供いたします

➤ 個人に関する情報

GFビザ申請支援システムを通して、申請者様およびご家族の個人情報（DS160フォーム）、サポートレター作成に必要な派遣理由、現地での業務内容、これまでの職務内容をご入力いただきます。

※GFビザ申請支援システムのURLはメールでご案内いたします。

- GFビザ申請支援システムの「申請情報入力画面」へのご入力
  - ✓ ご入力いただいた情報がきちんと保存されるよう、画面上のインストラクションをお読みください。
  - ✓ 入力内容を最後に変更してから3分経過後、自動的に保存されます。
  - ✓ 申請情報入力（申請情報入力画面1～4、申請情報入力確認画面）以外の画面に移動する場合は、必ず一時保存をお願いします。
  - ✓ 入力後「申請情報入力確認画面」で未入力などのエラーがないことをご確認ください。
  - ✓ セキュリティ上の理由により日本とアメリカ以外の国からのアクセスに制限がかかっていることがあります。
  - ✓ 申請情報入力画面4の「米国内での年俸と福利厚生」については、弊社にて入力いたします。
- GFビザ申請支援システムの「サポートレター用」へのご入力
  - ✓ 「サポートレター用」には自動保存機能がなく、「確認画面へ」⇒「更新する」で保存が可能です。また、入力作業がないまま5分経過すると、これまでに入力された内容がすべて消えてしまいます。5分以上入力を中断される場合は必ず保存ください。
  - ✓ 「申請情報」、「サポートレター用」への入力が完了しましたら必ずメールでご連絡下さい。（パスポートコピーはこの時までにご提出ください）

### 3. Eビザカンパニー登録を伴う、申請者の面接時注意点

新規登録する米国現地法人（赴任先）が、E1（貿易）カンパニーあるいはE2（投資）カンパニーとしての条件を満たしていることを理解したうえで、申請の根拠を領事に説明できるように回答をご準備ください。

#### ● E1カンパニーの場合

- 米国現地法人が行っている年間の国際貿易取引額（輸出および輸入額の総計）
- そのうちの日米間取引の貿易額と割合（50%以上が日米間であることが条件）  
ここでいう貿易取引とは、商流と物流が一致している取引を指します。三国間貿易のような、物が米国を通過せず、金銭的な取引だけが米国現地法人を通じて行われているものは、米国現地法人の貿易とは定義しません。

#### ● E2カンパニーの場合

- 米国現地法人が行った投資内容（いくらを投じて、何を購入したのかなど）
- 投資金額の支払い状況  
事業の本質に伴う必要な投資とその投資額がすでにどれだけ実行されたのかが、審査さ

れます

- E2カンパニーの場合、今後の事業の発展性とそれに伴う米国労働市場に対する雇用創出が求められています。どのように事業を発展させていくのか、自分の役割は何であるのか、Localスタッフの採用はどの程度を見込んでいるのかについては、ほとんどのE-2新規申請の面接で質問をされています。また回答した内容は、領事がデータベースに記録しており、次回以降の増員や更新申請をする際に確認している傾向ですので、蓋然性の高い事業計画でなければなりません。

#### ● 英語力

申請者が米国で担当する業務や組織上のライン管理に米国人が含まれる場合、業務のコミュニケーション上、英語力を問われるケースが増えています。業務上、英語が必要不可欠な環境であるにも関わらず、領事との英語コミュニケーションにおける理解力が低いと判断された場合は、「どのようにコミュニケーションをして業務を行うのか」と追及されています。

領事面接は原則英語で行われます。英語が苦手な方も、出来る限り英語で回答ができるようにご準備ください。また、英語でのコミュニケーション環境が必須でない場合は、その旨が説明できるようにご準備ください。

(回答例)

- 直属の部下が日本人の駐在員である
- 日本企業に勤めている米国人スタッフは日本語をいくぶん理解しており、業務上のコミュニケーションで問題はない
- ローカルスタッフの専門通訳がいる

領事の質問は基本的には5W1Hに則って実施されます。

Who(だれが)When(いつ)Where(どこで)What(なにを)Why(なぜ)How(どのように)を意識し短文で構成することで、伝えたい情報の主旨が明確になり、かつ過不足なく伝えることができます。申請サポートライター原稿を基にご自身の言葉で整理して、臨んでください。

#### ● ビザ申請前におけるESTAでの長期滞在

ビザ申請前にESTAで”1か月以上継続して”滞在をしていた場合、面接時に領事から「ESTAでの滞在目的(何をしていたのか)」を確認されるケースが増えています。商用目的のESTA入国における滞在が就労活動に該当するものではないか確認をする意図があるかもしれません。出張内容および長期に及んだ理由についても、明確に回答ができるようにご準備ください。

(回答例)

- 進行中のプロジェクトにおける日本側主担当者として、現地プロジェクトチームと1週間に2回、継続的に行われる複数の打合せへ参加した
- 現地で発生した設備の不具合におけるトラブルシューティングミーティングへも急遽参加した

ESTAでの米国滞在は、観光/訪問、または商用に限られます。商用と就労の違いは、以下のURLよりご参照ください。

<https://us-visa.jp/visa/3-1-1-2/>

## 4. ビザ申請のリスク

アメリカのビザ申請では必ず発給拒否の可能性があります。ビザの発給が拒否された場合、ESTAの認証が得られず、ビザなしでの渡米ができなくなる可能性があります。リスクをご理解のうえ、申請を行ってください。

## 5. ご連絡事項

- 日本以外の国籍をお持ちの場合(アメリカ出生を含む)
  - ✓ 米国生まれの方で国籍放棄申請をしていない場合は、米国籍を保有している可能性があります。その場合ビザ申請が出来ません。準備を進める前にご連絡ください。
- グリーンカードの放棄申請をしたことがある場合
  - ✓ I-407(放棄申請書類)のコピーをご提出ください。保管していない場合はご連絡ください。
- 21歳以上の帯同子女について
  - ✓ 21歳以上のお子様は帯同家族として認められません。ビザのAnnotationに「LIMITED TO 21ST BIRTHDAY」の記載がされ、ビザの有効期間は21歳の誕生日前日までとなります。
- 入国拒否、ビザ発給拒否、逮捕などのご経験がある場合、事前にご連絡ください。

## 6. その他

- 大使館(領事館)に書類を提出する際は、パスポートのコピーを提出します。オリジナルは面接の際にお持ちいただきます。
- ご提出いただくお写真の詳細は、下記国務省のサイトを必ずご確認ください。(眼鏡を着用した写真は受理されませんのでご注意ください。)

[http://www.ustraveldocs.com/jp\\_jp/jp-niv-photoinfo.asp](http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-photoinfo.asp)